

議案第20号

令和7年度みなべ町一般会計予算

令和7年度みなべ町一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,467,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、800,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当、共済費及び総合事務組合負担金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

令和7年3月5日 提出

みなべ町長 山 本 秀 平

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 町税		1, 351, 920	1, 320, 387	31, 533
	1 町民税	496, 105	462, 387	33, 718
	2 固定資産税	695, 727	694, 896	831
	3 軽自動車税	68, 975	68, 787	188
	4 たばこ税	67, 029	70, 356	△3, 327
	5 入湯税	24, 084	23, 961	123
2 地方譲与税		98, 050	96, 000	2, 050
	1 地方揮発油譲与税	18, 000	18, 000	0
	2 自動車重量譲与税	56, 000	54, 000	2, 000
	3 森林環境譲与税	24, 050	24, 000	50
3 利子割交付金		1, 500	1, 500	0
	1 利子割交付金	1, 500	1, 500	0
4 配当割交付金		7, 000	7, 000	0
	1 配当割交付金	7, 000	7, 000	0
5 株式等譲渡所得割交付金		5, 000	5, 000	0
	1 株式等譲渡所得割交付金	5, 000	5, 000	0
6 法人事業税交付金		15, 000	15, 000	0
	1 法人事業税交付金	15, 000	15, 000	0
7 地方消費税交付金		260, 000	250, 000	10, 000
	1 地方消費税交付金	260, 000	250, 000	10, 000
8 環境性能割交付金		6, 000	6, 000	0
	1 環境性能割交付金	6, 000	6, 000	0
9 地方特例交付金		6, 500	55, 500	△49, 000
	1 地方特例交付金	6, 000	55, 000	△49, 000

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	500	500	0
10 地方交付税		3,500,000	3,450,000	50,000
	1 地方交付税	3,500,000	3,450,000	50,000
11 交通安全対策特別交付金		1,200	1,200	0
	1 交通安全対策特別交付金	1,200	1,200	0
12 分担金及び負担金		13,727	14,003	△276
	1 負担金	13,727	14,003	△276
13 使用料及び手数料		84,041	85,242	△1,201
	1 使用料	50,620	51,531	△911
	2 手数料	33,421	33,711	△290
14 国庫支出金		1,153,537	917,153	236,384
	1 国庫負担金	689,218	528,660	160,558
	2 国庫補助金	459,388	383,847	75,541
	3 委託金	4,931	4,646	285
15 県支出金		807,886	670,253	137,633
	1 県負担金	366,351	319,131	47,220
	2 県補助金	405,246	329,904	75,342
	3 委託金	36,289	21,218	15,071
16 財産収入		5,166	3,943	1,223
	1 財産運用収入	5,156	3,933	1,223
	2 財産売払収入	10	10	0
17 寄附金		300,002	200,002	100,000
	1 寄附金	300,002	200,002	100,000

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
18 繰入金		1, 181, 010	965, 136	215, 874
	1 基金繰入金	1, 181, 010	965, 136	215, 874
19 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
20 諸収入		240, 060	197, 280	42, 780
	1 延滞金加算金及び 過料	1, 500	1, 500	0
	2 貸付金元利収入	703	960	△257
	3 雑入	237, 857	194, 820	43, 037
21 町債		429, 400	541, 400	△112, 000
	1 町債	429, 400	541, 400	△112, 000
歳 入 合 計		9, 467, 000	8, 802, 000	665, 000

歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 議会費		76,845	75,545	1,300
	1 議会費	76,845	75,545	1,300
2 総務費		1,271,850	1,081,657	190,193
	1 総務管理費	1,090,922	929,165	161,757
	2 徴税費	101,733	87,834	13,899
	3 戸籍住民基本台帳費	56,466	37,043	19,423
	4 選挙費	16,831	23,885	△7,054
	5 統計調査費	5,568	3,400	2,168
	6 監査委員費	330	330	0
3 民生費		2,344,632	2,112,621	232,011
	1 社会福祉費	1,637,792	1,500,499	137,293
	2 児童福祉費	706,840	612,122	94,718
4 衛生費		668,898	676,871	△7,973
	1 保健衛生費	469,570	472,834	△3,264
	2 清掃費	166,565	158,590	7,975
	3 水道費	32,763	45,447	△12,684
5 農林水産業費		928,832	899,785	29,047
	1 農業費	634,404	642,092	△7,688
	2 林業費	67,314	58,415	8,899
	3 水産業費	227,114	199,278	27,836
6 商工費		158,071	66,253	91,818
	1 商工費	158,071	66,253	91,818
7 土木費		1,215,263	1,116,884	98,379
	1 道路橋梁費	602,097	508,214	93,883

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	2 河川費	8,528	10,010	△1,482
	3 都市計画費	546,335	523,273	23,062
	4 住宅費	58,303	75,387	△17,084
8 消防費		627,359	569,303	58,056
	1 消防費	627,359	569,303	58,056
9 教育費		977,510	1,047,764	△70,254
	1 教育総務費	287,605	223,284	64,321
	2 小学校費	115,562	143,822	△28,260
	3 中学校費	70,938	231,301	△160,363
	4 幼稚園費	47,692	36,317	11,375
	5 社会教育費	190,697	175,990	14,707
	6 保健体育費	198,408	181,576	16,832
	7 学童保育費	66,608	55,474	11,134
10 災害復旧費		2	2	0
	1 農林水産施設災害復旧費	2	2	0
11 公債費		1,187,738	1,145,315	42,423
	1 公債費	1,187,738	1,145,315	42,423
12 予備費		10,000	10,000	0
	1 予備費	10,000	10,000	0
歳 出 合 計		9,467,000	8,802,000	665,000

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
商工費	商工費	国民宿舎紀州路みなべ改修事業	34,387

第3表 債務負担行為

事項	期間	限度額
長期総合計画策定支援委託料	令和8年度まで	千円 9,405
子育て交流施設指定管理料	令和9年度まで	子育て交流施設の管理に 要する経費

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等	千円 238,000	証書借入	5%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
緊急防災・減災事業	28,900			
過疎対策事業	59,100			
辺地対策事業	92,400			
緊急自然災害防止対策事業	11,000			

議案第 2 1 号

令和 7 年度みなべ町国民健康保険特別会計予算

令和 7 年度みなべ町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 7 8 2, 2 6 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の最高額は、2 0 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 7 年 3 月 5 日 提出

みなべ町長 山 本 秀 平

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 国民健康保険税		523,868	537,733	△13,865
	1 国民健康保険税	523,868	537,733	△13,865
2 使用料及び手数料		100	100	0
	1 手数料	100	100	0
3 国庫支出金		1	1	0
	1 国庫補助金	1	1	0
4 県支出金		1,109,531	1,086,589	22,942
	1 県補助金	1,109,531	1,086,589	22,942
5 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
6 財産収入		80	70	10
	1 財産運用収入	80	70	10
7 繰入金		147,482	128,147	19,335
	1 他会計繰入金	137,482	118,147	19,335
	2 基金繰入金	10,000	10,000	0
8 諸収入		1,204	1,204	0
	1 延滞金、加算金及び過料	1,202	1,202	0
	2 雑入	2	2	0
歳 入 合 計		1,782,267	1,753,845	28,422

歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 総務費		11,261	8,953	2,308
	1 総務管理費	8,312	6,785	1,527
	2 徴税費	2,808	2,027	781
	3 運営協議会費	141	141	0
2 保険給付費		1,076,726	1,047,092	29,634
	1 療養諸費	937,916	917,524	20,392
	2 高額療養費	128,604	119,362	9,242
	3 移送費	1	1	0
	4 出産育児諸費	9,004	9,004	0
	5 葬祭諸費	1,200	1,200	0
	6 傷病手当金	1	1	0
3 国民健康保険事業 費納付金		646,824	644,375	2,449
	1 医療給付費分	450,185	450,001	184
	2 後期高齢者支援金 等分	131,448	131,184	264
	3 介護納付金分	65,191	63,190	2,001
4 保健事業費		34,864	40,843	△5,979
	1 保健事業費	6,103	6,347	△244
	2 特定健康診査等事 業費	28,761	34,496	△5,735
5 基金積立金		80	70	10
	1 基金積立金	80	70	10
6 公債費		1	1	0
	1 公債費	1	1	0
7 諸支出金		2,511	2,511	0

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	1 償還金及び還付加算金	2,511	2,511	0
8 予備費		10,000	10,000	0
	1 予備費	10,000	10,000	0
歳 出 合 計		1,782,267	1,753,845	28,422

議案第 22 号

令和 7 年度みなべ町後期高齢者医療特別会計予算

令和 7 年度みなべ町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 367,553 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 3 月 5 日 提出

みなべ町長 山 本 秀 平

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 保険料		175,739	185,869	△10,130
	1 後期高齢者医療保険料	175,739	185,869	△10,130
2 使用料及び手数料		21	21	0
	1 手数料	21	21	0
3 繰入金		191,389	177,075	14,314
	1 繰入金	191,389	177,075	14,314
4 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
5 諸収入		403	403	0
	1 延滞金、加算金及び過料	3	3	0
	2 雑入	400	400	0
歳 入 合 計		367,553	363,369	4,184

歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 総務費		2,860	2,374	486
	1 総務管理費	2,032	1,677	355
	2 徴収費	828	697	131
2 後期高齢者医療広域連合納付金		364,193	360,495	3,698
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	364,193	360,495	3,698
3 諸支出金		400	400	0
	1 償還金及び還付加算金	400	400	0
4 予備費		100	100	0
	1 予備費	100	100	0
歳 出 合 計		367,553	363,369	4,184

議案第 23 号

令和 7 年度みなべ町介護保険特別会計予算

令和 7 年度みなべ町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 6 5 6, 3 7 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の最高額は、1 0 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 7 年 3 月 5 日 提出

みなべ町長 山 本 秀 平

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 介護保険料		326,268	321,858	4,410
	1 介護保険料	326,268	321,858	4,410
2 使用料及び手数料		66	66	0
	1 手数料	66	66	0
3 国庫支出金		394,912	396,200	△1,288
	1 国庫負担金	267,898	269,028	△1,130
	2 国庫補助金	127,014	127,172	△158
4 支払基金交付金		420,656	422,378	△1,722
	1 支払基金交付金	420,656	422,378	△1,722
5 県支出金		239,383	240,174	△791
	1 県負担金	225,699	226,762	△1,063
	2 県補助金	13,684	13,412	272
6 財産収入		40	40	0
	1 財産運用収入	40	40	0
7 繰入金		262,461	265,124	△2,663
	1 一般会計繰入金	252,734	249,217	3,517
	2 基金繰入金	9,727	15,907	△6,180
8 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
9 諸収入		12,587	12,177	410
	1 延滞金加算金及び過料	2	2	0
	2 サービス収入	12,582	12,139	443
	3 雑入	3	36	△33
歳 入 合 計		1,656,374	1,658,018	△1,644

歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 総務費		40,748	37,019	3,729
	1 総務管理費	26,895	22,083	4,812
	2 賦課徴収費	1,275	950	325
	3 介護認定審査会費	12,439	13,847	△1,408
	4 介護保険運営協議会費	139	139	0
2 保険給付費		1,518,753	1,525,500	△6,747
	1 介護サービス等諸費	1,352,764	1,367,234	△14,470
	2 介護予防サービス等諸費	56,487	46,811	9,676
	3 その他諸費	1,076	1,109	△33
	4 高額介護サービス等費	39,900	39,540	360
	5 高額医療合算介護サービス等費	5,380	5,380	0
	6 特定入所者介護サービス等費	63,146	65,426	△2,280
3 基金積立金		2,558	2,837	△279
	1 基金積立金	2,558	2,837	△279
4 地域支援事業費		89,114	87,461	1,653
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	43,497	43,018	479
	2 包括的支援事業・任意事業費	45,617	44,443	1,174
5 諸支出金		201	201	0
	1 償還金及び還付加算金	201	201	0
6 予備費		5,000	5,000	0
	1 予備費	5,000	5,000	0
歳 出 合 計		1,656,374	1,658,018	△1,644

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定委託料	令和8年度まで	千円 4, 235

令和7年度 みなべ町水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度みなべ町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	5, 7 4 6	戸
(2) 総 配 水 量	1, 5 5 6, 0 8 1	m ³
(3) 一日平均配水量	4, 2 6 3	m ³
(4) 主要な建設改良事業 送配水施設整備費	7 9, 7 0 0	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水 道 事 業 収 益	3 9 7, 0 9 7	千円
第1項 営 業 収 益	3 0 5, 0 4 9	千円
第2項 営 業 外 収 益	9 2, 0 4 6	千円
第3項 特 別 利 益	2	千円

支 出

第1款 水 道 事 業 費	3 2 2, 0 6 0	千円
第1項 営 業 費 用	2 9 7, 2 6 1	千円
第2項 営 業 外 費 用	2 1, 7 9 7	千円
第3項 特 別 損 失	2	千円
第4項 予 備 費	3, 0 0 0	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額31, 700千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,618千円、当年度損益勘定留保資金25,082千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資 本 的 収 入	1 1 0, 0 0 2	千円
第1項 負 担 金	7, 5 2 9	千円
第2項 出 資 金	2 9, 7 7 3	千円
第3項 企 業 債	7 2, 7 0 0	千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	1 4 1, 7 0 2	千円
第1項 建 設 改 良 費	8 2, 7 7 6	千円
第2項 企 業 債 償 還 金	5 8, 4 2 6	千円
第3項 予 備 費	5 0 0	千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の 目的	限 度 額	起債の 方法	利 率	償 還 の 方 法
上水道 事業	72,700千円	証 書 借 入	5.0% 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 44,682 千円
- (2) 交 際 費 50 千円

(他会計からの補助金)

第8条 水道事業会計助成に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,990千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、12,000千円と定める。

令和7年3月5日 提出

みなべ町長 山 本 秀 平

令和7年度 みなべ町下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度みなべ町下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	3, 030	戸
(2) 年間処理水量	810, 963	m ³
(3) 一日平均処理水量	2, 222	m ³
(4) 主要な建設改良事業費		
管渠整備事業費	7, 000	千円
管渠改良事業費	650	千円
処理場改良事業費	960	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中
総係費45, 000千円にあてるため、企業債22, 500千円を借り入れる。

収 入

第1款	下 水 道 事 業 収 益	633, 574	千円
第1項	営 業 収 益	131, 332	千円
第2項	営 業 外 収 益	502, 222	千円
第3項	特 別 利 益	20	千円

支 出

第1款	下 水 道 事 業 費 用	633, 574	千円
第1項	営 業 費 用	549, 423	千円
第2項	営 業 外 費 用	81, 621	千円
第3項	特 別 損 失	130	千円
第4項	予 備 費	2, 400	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める

(資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額207, 792千円は
過年度分損益勘定留保資金等207, 792千円で補填するものとする)。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	192, 782	千円
第1項	負 担 金	750	千円
第2項	分 担 金	1	千円
第3項	他会計出資金	172, 070	千円
第4項	補 助 金	14, 111	千円
第5項	補 償 金	5, 850	千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	400, 574	千円
第1項	建 設 改 良 費	11, 074	千円
第2項	企 業 債 償 還 金	389, 500	千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道総合地震対策計画策定業務委託料	12,500千円	証書借入	5.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰り上げ償還もしくは低利に借り換えすることができる。
みなべ町浸水想定区域図作成業務委託料	10,000千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 30,428千円

(他会計からの補助金)

第9条 企業債支払利息等のために充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、378,452千円である。

令和7年3月5日 提出

みなべ町長 山 本 秀 平